

(準会員) co-working space MORINAGA Village 利用規約

本規約は、森永製菓株式会社（以下「弊社」といいます。）が運営する co-working space MORINAGA Village（以下「MORINAGA Village」といいます。）において、弊社が提供する各種サービス（以下「サービス」といいます。）を利用する準会員（以下「準会員」といいます。）と弊社との間に適用される利用条件等を定めるものです。準会員は、本規約を順守するものとします。

なお、当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。

第1条（利用資格）

1. MORINAGA Village の準会員は、満18歳以上の個人に限るものとします。
2. 準会員は、以下の各号のいずれかに該当する目的で当施設を利用してはならないものとします。
 - (1) 法律に反する目的での利用
 - (2) 政治・宗教的な目的での利用
 - (3) 反社会的な目的での利用
 - (4) その他、弊社が MORINAGA Village の定める利用目的に合致しないと判断する目的での利用

第2条（サービスの内容）

1. サービスとは、オフィススペース、商談スペースの提供等を指します。サービスの詳細な内容等については以下の MORINAGA Village ホームページをご覧ください。

URL. <https://morinaga-village.com>

2. 準会員は、MORINAGA Village を住所等として利用することはできません。
3. 準会員は、MORINAGA Village を法人登記利用することはできません。
4. 準会員は、MORINAGA Village の住所等を名刺や Web サイト等に掲示することができません。

第3条（申込）

1. MORINAGA Village の利用希望者は、弊社が指定する手続きに従い、弊社指定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、弊社が認める顔写真付身分証明書コピーを添付し、本規約を承諾の上、準会員申込みを行うものとします。
2. 本規約における準会員とは、前項に基づく準会員申込みに対し、弊社が承諾した者となります。なお、弊社は、弊社の判断により当該申込みに対し審査を行い、承諾しないことがあります。

第4条（利用料金）

1. 準会員は、当社が別に定める利用料金を、弊社指定の方法において支払うものとします。
2. 準会員が、利用開始日又は更新開始日から1ヶ月を経過しない段階で、解約を申し出た場合においても、利用料金は返金致しません。

第5条（利用契約期間の単位）

サービスの利用契約期間の単位（本規約において「利用契約期間の単位」といいます。）は1ヶ月です。1ヶ月未満の利用契約期間の単位は設定することができません。

第6条（利用期間）

1. サービスの利用期間は、準会員が申込書に記載をした利用開始日から1ヶ月間とします。
2. 弊社は、自動で契約の更新は行いませんが、準会員は更新を希望する場合、弊社所定の更新手続きを行うことでサービスを継続してご利用頂けます。

第7条（利用期間満了に伴うサービスの終了）

サービスは、利用開始日又は更新日から1ヶ月間の経過をもって、自動的に終了します。

第8条（準会員の氏名等の変更）

準会員は、その氏名、住所、電話番号等に変更があったときは、弊社に対して、速やかに変更を記載した書類を提出しなければなりません。

第9条（サービスの変更・中止）

1. 弊社は、下記の事項に該当する場合には、準会員に通知することなくサービスの全部又は一部の提供を変更・中止することができます。

- ①設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと弊社が判断した場合
- ②MORINAGA Village 及び MORINAGA Village が存する建物の定期点検等が行われる場合
- ③緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
- ④火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他弊社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、サービスの提供ができなくなった場合
- ⑤通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- ⑥その他、弊社が運営上休止する必要があると認めた場合

2. 弊社が前項の規定に従いサービスの提供を休止する場合、準会員は、サービス提供の継続及びサービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第10条（サービス停止日）

弊社は、弊社指定の日、年末年始、夏季休業等（本規約において「サービス停止日」といいます。）にサービスを停止することがあります。サービス停止日においては、サービスはご利用いただけません。弊社は、店頭およびホームページにおいて、準会員に対して、原則として事前にサービス停止日の告知を行うものとします。

第11条（契約の解除）

弊社は、準会員が次のいずれかに該当する場合には、予告無く準会員権利を剥奪し、強制的に解約とします。この場合、弊社は、準会員に対して一切の返金を行いません。

- ①本規約または特約条件等に違反した場合
- ②申込時に申告した内容に虚偽があった場合
- ③クレジットカードでのお支払いが出来ない場合
- ④弊社または他の会員の名誉、信用、秩序等を著しく毀損した場合
- ⑤公序良俗に反する行為があった場合
- ⑥政治活動、宗教活動、暴力団活動等に本サービスを利用した場合
- ⑦法令、条例等に違反する利用をした場合
- ⑧その他、当社が不適切と判断した場合

第 12 条（利用上の注意）

1. 営業時間は、ホームページをご確認いただくか、スタッフへお問い合わせください。なお平日とは月・火・水・木・金の各曜日のうち、祝祭日を除いた日とします。
2. 営業時間を過ぎてのご利用はできません。
3. セミナー及びイベント等のご利用は、別途予約が必要になりますので、営業時間内にスタッフまでお問い合わせください。
4. スペース内の設備は、自由にご利用頂けます。但し、備え付けの電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く調理用器具や調理用家電の使用はできません。調理用器具や調理用家電（備え付けの電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く）はキッチンスペースを予約した場合に限り、使用ができます。
5. キッチンスペースを利用される際のルール
 - ①匂いの強い料理はご遠慮ください
 - ②ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状回復にてお願い致します。
 - ③お持込みになった物（飲食物を含むがこの限りではありません）は全てお持ち帰りください。万が一、残地物があった場合は処分させていただきます。残置物の処分に多額の費用を要した場合には、準会員に対して、処分費用を実費で請求させていただくことがあります。
 - ④弊社の指示に従いゴミの分別を行ってください。
 - ⑤油を処理する場合は必ず凝固剤をご利用ください。
6. 以下の行為を行うことは禁止致します。
 - ①コワーキングスペースにおいて、大声での会話やお電話、騒音を出すなど、他の会員・準会員・一時利用者の迷惑となる行為
 - ②他の会員・準会員・一時利用者への営業活動、ネットワークビジネスや宗教、自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
 - ③ジャージやスウェット等 MORINAGA Village 利用にふさわしくない服装での入店
 - ④匂いの強いお弁当やカップラーメンなどの汁物、アルコール類のお持込み
 - ⑤MORINAGA Village 内での喫煙
 - ⑥MORINAGA Village 内へのペットの持ち込み。ただし、盲導犬や介護犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認させていただいた上で、ご入店いただける場合があ

ります。

⑦泥酔状態でのご利用

⑧他の会員・準会員にむやみに声をかける行為、個人情報を読み出す行為、その他営業行為

⑨賭博・ヌード撮影等公序良俗に反し、風紀を乱す行為

⑩MORINAGA Village の貸出品、その他備品、機器類を外部に持ち出す行為

⑪MORINAGA Village を利用した、コンテンツ、データの違法コピー行為

⑫MORINAGA Village を利用した、不法アクセス行為、ハッキング行為

⑬他人に危害または、迷惑を及ぼす行為、またその可能性のあるものを携帯または持ち込む行為

7. 前項各号のいずれかに違反する行為をした準会員様は、その場で退店していただき、前条に基づき弊社にて契約の解除を行います。

第 13 条（インターネット環境提供サービス）

1. 弊社は、準会員に対し、MORINAGA Village においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。

2. 準会員が弊社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、弊社は一切の責任を負わないものとします。

①インターネット上のウェブサイトの適合性

②インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性

③インターネット上のエラーや不具合

④インターネットの利用不能により生じた損害

⑤インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい

⑥インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変

⑦その他前各号に関連するトラブル等

3. 弊社は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。

4. 弊社が準会員に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより準会員に損害が生じた場合でも、準会員に対してその損害を賠償することを要しません。

第 14 条（損害賠償）

1. 個人の貴重品につきましては、準会員自身で管理してください。万一、紛失や盗難があった場合、弊社では一切の責任を負いません。

2. MORINAGA Village の利用中に発生した、準会員による MORINAGA Village の貸出品、その他備品、機器類の汚損・破損・紛失・故障等による修理・弁償等の費用については、理由如何にかかわらず準会員が負担しなければなりません。

第 15 条（個人情報の取り扱い）

弊社は、入会時にお預かりした個人情報について次のとおり取り扱います。

1. 利用目的 準会員の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用することとし、準会員はこれに同意致します。

①準会員への連絡、情報の提供のため

②会員・準会員同士の交流のため

③準会員についての統計、データ分析を行うため

2. 弊社は取得した個人情報を適切に管理し、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、法令等に基づき提供の要求があった場合には、この限りではありません。

3. 弊社は個人情報の取扱いを伴う業務の委託等のため弊社が保有する個人情報をビジネスパートナーに預ける必要がある場合は、信頼に足るパートナーを選定した上で、漏えい等の事故が発生しないようビジネスパートナーを契約により義務付け、適切な管理を実施します。

第 16 条（同伴者）

1. 準会員は、弊社が認める者を、弊社指定の手続きを経て、準会員自らが同伴する第三者（本規約において「同伴者」という。）を同伴させることができる。

2. 準会員は、同伴者に起因して生じる行為について、同伴者と連帯して、一切の責任を負う。

3. 同伴者について、第 1 条、第 2 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 22 条を準用する。この場合、「同伴者」を「準会員」に読み替える。

第 17 条（免責事項）

1. 次に掲げる事由により準会員が被った損害について、弊社は、その責を負いません。

① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由

② 準会員が他の会員やその他の第三者の行為等により被った損害

③ MORINAGA Village の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害

2. 弊社は、会員種別を問わず、契約者間または契約者の個々の紛争について一切関知いたしません。

第 18 条（不可抗力による規約終了）

前条第 1 項第 1 号記載の天変地異その他の弊社及び会員の責めに帰すべからざる事由により、MORINAGA Village の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、本規約は終了します。これにより準会員の被った損害については、弊社はその責めを負わないものとします。

第 19 条（権利譲渡等の禁止）

準会員は、本契約から生じる権利・義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させることはできません。

第 20 条（本規約の変更）

1. 弊社は、サービスの利用状況等を勘案し、本規約の変更の必要が生じた場合には、改定日の 1 週間前までに、MORINAGA Village の所定の場所に提示し、またはホームページに掲載することにより、本規約等を改定することができます。また、その効力は、改定日以降、すべての準会員に適用されます。

2 改定について異議のある準会員は、改定日の前日までに手続を行うことにより、改定日の前日をもって、サービスの利用を終了させることができるものとします。

第 21 条（反社会勢力の排除）

1. 準会員は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 準会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

3. 弊社は、準会員が前 2 項に違反した場合、催告その他何らかの手続を要することなく、直ちに準会員の利用資格を剥奪することができます。

4. 前項に定める解除は、弊社の準会員に対する損害賠償請求を妨げません。

5. 本条第 3 項に基づき契約が解除された場合、準会員は、弊社に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第 22 条（専属的合意管轄裁判所）

準会員と弊社との間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年3月1日

森永製菓株式会社
co-working space MORINAGA Village (モリナガヴィレッジ)
東京都港区芝浦1-13-16 森永芝浦ビル別館2階